

森林空間利活用実証事業委託業務仕様書

1. 委託業務名

森林空間利活用実証事業委託業務

2. 業務の目的

本事業では、厚真町が管理する新町、豊沢、宇隆地区環境保全林（以下、「環境保全林」という。）を中心に町内外から人が集う目的となりうる体験プログラムを試験実施することに併せて、様々な分野の専門家や町民等からの意見を集約し、環境保全林の具体的な活用方法及び活用を進める上でのコンセプト等を整理することを目的とする。

なお、詳細については「森林空間利活用実証事業委託業務公募型プロポーザル方式実施要領」を参照のこと。

3. 業務委託期間

契約日の翌日（土日祝日を除く）から令和6年3月22日まで

4. 委託業務の内容

本業務は、提出された企画書の提案内容に即して実施することとする。提案は、下記の事業内容及び事業ごとに設定された条件を満たした内容となるよう、十分検討し作成することとする。なお、企画書を作成するにあたっては、令和4年に作成された「豊沢地区観光・交流拠点整備基本計画」の内容を理解した上で進めること。

業務を進める過程で業務内容の変更等の必要が生じた際には、随時、町担当者と直接打合せを行い決定することとする。

また、全体の事業を統合した形でのスケジュール（工程表）を企画書に記載すること。

（1）体験プログラム試験実施等事業

【事業内容】

本事業では、環境保全林を活用した体験プログラム等を企画・実行する。体験プログラムを企画するにあたっての条件は下記の通り。

【条件】

- ①体験プログラムは、将来、有料で提供することを想定して企画すること
- ②体験プログラムを企画する際に、将来の具体的なターゲットを設定すること
例：一般客、企業研修、学生など
- ③今年度の体験プログラムの実施にあたっては、プログラム及び森林の活用方法等に対する有益な助言が得られると見込まれる専門家に参加を求めること
- ④体験プログラムは宿泊を伴うことを基本とする
- ⑤体験プログラム実施にあたっては、専門家から助言を得るためのワークショップ等を併せて開催すること
- ⑥本業務内で体験プログラムを3回以上開催すること

(2) ヒアリング等実施事業

【事業内容】

環境保全林の高度利用に関わる・利用することを望む町民を増やし、町民にとっても魅力ある場所作りとするため、町民へのヒアリングや情報提供を実施する。

【条件】

- ①ヒアリング実施に際しては、ワークショップ等の複数人を対象とする方法に加え個別でのヒアリングも実施すること
- ②できる限り多様な人材へのヒアリングを心掛けること
- ③町民からのヒアリングだけでなく情報提供も行うこと

(3) 検討会議開催事業

【事業内容】

体験プログラムに参加等した専門家を参集し、環境保全林の活用及びコンセプト等に関する総括的な提言を受けるための会議を開催する。

【条件】

- ①可能な限り厚真町に集まって開催できるよう調整する
- ②専門家から町民に向けた情報提供の機会の設定を検討する
例：専門から見た環境保全林の魅力、これからの森と人との共生の在り方等

(4) 具体的な活用方法等提案事業

【事業内容】

上記(1)～(3)の事業内容を集約し、環境保全林の具体的な活用方法及び、活用を進めるにあたってのコンセプトや実施体制案等を提案する。

【条件】

- ①報告書形式で取りまとめること
- ②環境保全林を活用するにあたって用途別のゾーニングを行うこと
- ③環境保全林の管理及び関係者との調整を行うエリアマネージャーの役割を明確化すること
- ④今後、環境保全林の利活用推進に向けて準備することが望ましい要件を整理すること
- ⑤その他、今後、実施することが必要と見込まれることを整理・提案すること

5. 業務の遂行

業務の遂行にあたっては、町と十分協議の上、業務を進めるものとし、必要に応じて町の指示、承諾を得るものとする。加えて、適宜、環境保全林周辺で営業活動を行っている事業体との協議を行うこと。

6. 成果品

役場担当者等への仕様書に対応した業務成果の報告書（印刷物1部、デジタルデータ）の提出（任意様式）。加えて、次年度以降の本事業への課題の提示や提案を行うものとする。